

## 内閣府

# 25年度に全校でバリアフリー

## 障害者基本計画に盛り込む

内閣府は7日、2023年度からの第5次障害者基本計画に学校のバリアフリー化に関する数値目標を盛り込む考えを示した。公立小中学校の玄関から教室までの段差解消は6割弱が達成済み（20年

度）だが、25年度までにすべての学校で整備する。障害のある児童生徒が、建物の障壁を理由に通学を断念することのないよう環境を整える。

同日の障害者政策委員会（委員長＝石川准・静岡県立大教授）で基本計画案の各論として示した。文部科学省の担当者は「教育環境の整備に力を入れる」と語った。同委員会は引き続き議論して年内に意見をまとめ、政府は23年3月までに閣議

決定する。20年に改正バリアフリー法が成立し、車いす用トイレやエレベーターなどの設置義務の対象外だった公立の小中学校が義務化された。災害時の避難所として校舎や体育館が利

用される例もあるため、学校のバリアフリー化はかねて大きな課題とされてきた。教育環境の整備をめぐり、第5次計画では教員の資質向上も目指す。小中高校のすべての新規採用の教員が、採用から10年目までに特別支援学級や特別支援学校の教師を2年以上経験することを目標に掲げた。

障害のある児童生徒はすべての学校に在籍するという前提に立ち、一部の教員が障害に関する専門的な知見を持つだけでは不十分と判断。どの教員でも児童生徒の障害特性に応じた教育ができるようにする。

また、障害のある学生を支援する担当者を配置する大学が増えてきたが、専任職員は全体の2割にとどまることも問題視。第5次計画では25年度までに専任職員の配置を100％にする。

障害者基本計画は、障害者基本法に基づくもの。福祉だけでなく住まい、移動、教育、就労といった政府の施策全体を障害者の立場

で点検し、達成すべき目標を定める。  
(福田敏克)